

～国際研修～

第10回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）

国際協力部教官 杉山典子

1 はじめに

国際協力部では、2008年6月16日から26日の間、第10回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）を実施した。なお、6月16日及び26日は東京において、6月17日から25日までは韓国ソウル市近郊の大法院法院公務員教育院において、実施した（別添1：研修員名簿及び別添2：日程表参照。）。

2 研修の目的

本研修は、日本の法務省・法務局及び最高裁判所・下級裁判所に勤務する職員並びに韓国の大法院・地方法院に勤務する職員（日韓それぞれ5名ずつ）が、所掌業務に関する制度上及び実務上の諸問題についての議論を通じて研修員の知識の向上を図り、研修の成果を両国の制度の発展及び実務の改善に寄与させるとともに、両国間のパートナーシップを醸成することを目的としており、1999年から毎年1回開催され、本年度で第10回目を迎えるものである。

本研修の特徴としては、「日本セッション」と「韓国セッション」という2つのセッションから構成されていることであり、両国の研修員が互いに相手国に渡り、相互に研修を実施することが挙げられる。共通の問題意識をもった研修員が日本と外国から参加し、相互に啓発し合うことを意図する双方向型研修の類型といえ、「研修」というよりも「比較研究」といった方が相応しいともいえる。研修の内容は、講義、実務研究及び見学から構成されているが、研修員は相手国を訪れ、相手国の登記所・供託所等で行われている業務を直接見て、相手国の担当者から業務内容や問題点を直接聞いて、相互に意見交換をすることで、自国の法制度を見直し、改善していくためのヒントを得ることができる。また、両国の研修員が共同生活を送ることにより、言葉や文化の違いを越えた信頼関係を育むことができる。

また、本研修のテーマについては、研修開始当初は不動産登記制度のみを対象としていたが、第4回からは民事執行（不動産執行）制度、第5回からは商業登記制度、第7回からは戸籍制度と供託制度の隔年実施と、テーマを拡大しており、今回は、「不動産登記制度、商業登記制度、供託制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題」をテーマとして実施した。

なお、日本では、登記事務、戸籍事務及び供託事務を行政機関である法務省が所管しているが、韓国では、司法機関である大法院が所管している。

3 研修の概要

(1) 講義

法院行政處司法登記局の南成民（ナム・ソンミン）司法登記審議官から「韓国の2007改正供託法」についての講義を、ソウル中央地方裁判所の金炳学（キム・ビョンバク）司法補佐官から「韓国の不動産執行制度」についての講義を行っていただいた。

韓国の供託制度では、日本と異なり、供託金は国が管理するのではなく、民間銀行が管理し、運用もしていることから、供託金の運用収益を民間銀行が得ることについて問題となったため、供託金の運用収益の一部を出捐させ、国選弁護士専属制度の充実等に活用しているとのことであった。供託制度は、ほとんどが同じような仕組みであるが、このように日本とは異なる部分もあり、そこから生じる問題もまるで違うということが、新鮮であった。講師からも、日本のOCR用供託書導入の背景やそのメリット・デメリットについて日本側に質問がされ、研修期間中に民事局商事課の協力を得て、回答をすることもあった。

また、韓国の民事執行制度については、期日入札に加えて、期間入札が実施されるようになったとのことであり、ここでも、日本における期間入札の割合などについて、日本側研修員に質問がされる場面もあった。

この他、講義の時間に、外国企業の代表者の印鑑証明に代わる証明についての日本での取扱いや、類似商号制度についての質問がされるなど、せっかくの機会なので、講義テーマにこだわらず、研修員だけではなく講師も、自分の聞きたいことは積極的に聞いておこうという姿勢が見受けられた。

(2) 実務研究

実務研究は、各研修員が日ごろ疑問に感じ、問題意識を持っている事項を実務研究課題として提出し、それを研修員全員で討議する研修方式であり、この研修の中心となるものである。韓国セッションにおいては、日本側研修員が実務研究における課題の提起を行って、韓国側に質問を出し、それに対してその研修員のパートナーとなる韓国側研修員が回答することとしている。その回答を踏まえて研修員全員で意見交換の上、最終的に、日本側研修員が比較研究結果を発表することとなっている。今回の各研修員のテーマは、①「オンライン登記申請に係る問題点の日韓比較及び検討～さらなる利用促進を目指して～」、②「地域社会における商業登記所の役割」、③「供託物払渡請求権の消滅時効の起算点と時効処理手続について」、④「日本におけるオンラインによる登記事項証明書の発行制度の実現についての一考察」、⑤「不動産の収益に対する執行手続の実情と今後の課題について」であった。

不動産登記制度に関する実務研究テーマ（上記①と④）は、政府の「IT新改革戦略」（2006年1月19日IT戦略本部決定）で、「世界一便利で効率的な電子行政」の目標の一つとして「利便性・サービス向上が実感できる電子行政（電子政府・電子自治体）を実現し、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする」こととされていることを受け、利用促進のための様々な方策が検討されているオンラインに関するものである。また、商業登記制度に関する実務研究テーマ（上記②）は、2008年度から2011年度までに行われる商業・法人登記事

務の集中化を見据えたものであり、いずれも喫緊の問題をテーマとしている。

実務研究は、全員で意見交換を行った後、それぞれのパートナー同士が1対1で協議を行うが、5組分の通訳を確保することはできない。それでも、お互いに漢字文化圏であることから、同じ漢字を使う法律用語も多く、ポイントを漢字で書いて確認し合い、電子辞書やパソコンの翻訳ソフトを駆使するなどして協議を重ねていった。言葉の問題だけではなく、なぜ日本側がそのようなことに疑問を持つのか、または、なぜ日本側ではこのことが問題とならないのかなど、そもそもの発想が異なっていることから、なかなか協議が進まないこともあった。一方で、教育院に設置されているインターネット接続可能なパソコンを利用して、韓国のインターネット登記所や日本の登記情報提供サービスのページを紹介しあうなどの方法で、理解を深めた組もあった。

また、戸籍制度については、今回の研究テーマとしていなかったが、韓国では2008年1月1日から戸主制度を廃止し、子の姓を父母のいずれかの姓から選択することを可能とする改正戸籍法が施行されたとのことであり、研究テーマに加えて、戸籍制度についての議論を戦わせた組もあったようである。

(3) 見学

大法院では、電算化展示室、大法廷、小法廷の見学を行ったが、大法院の1階にある電算化展示室では、何台も置かれているパソコンを利用して、一般来庁者でも、判例や、登記・供託・戸籍の先例について、自由に検索することができるようになっていた。

ソウル中央地方法院では、民事法廷、刑事法廷、登記課、民事執行課、供託課の見学を行ったが、日本側研修員から多くの質問が出たこともあり、当初予定していた時間配分では足りず、最終的には、登記と供託に分かれて、それぞれ見学・質問をすることとなった。韓国側のこのような臨機応変の対応のお陰で、日本側研修員の実務研究報告もより充実したものになったと思われる。また、登記課には、登記簿謄本の無人発給機が何台も置かれており、誰もが簡単に操作して、登記簿謄本を入手している姿は、日本側研修員にとって非常に印象的だったと思われる。

4 終わりに

日本では、不動産登記法の全面改正、会社法の施行など、大きな制度転換をもたらす改正が相次いで行われている。また、申請・届出等手続におけるオンライン利用率のアップも喫緊の課題となっている。両国ともにオンライン申請は始まったばかりであり、これまでも様々なオンライン申請の利用促進策が実施されてはいるが、今後も更なる利用促進策を検討して行かなければならない時期にある。毎年、本研修を実施するたびに、両国のコンピュータ化・オンライン化をめぐる環境は進歩している。このような状況の中、この研修が、両国の制度の改善に寄与することを期待している。

第10回日韓パートナーシップ研修員名簿

1		キム ジンオ	
		金 鎮五	김 진오
		法院行政処 司法登記局不動産登記課	
2		パク ジュンウイ	
		朴 準毅	박 준의
		ソウル中央地方法院 商業登記所	
3		キム チャンヒョン	
		金 昌玄	김 창현
		水原地方法院 安山支院	
4		パク キョンヒョン	
		朴 璟炫	박 경현
		水原地方法院 平澤支院	
5		タク ユンス	
		卓 允銖	탁 윤수
		昌原地方法院 晋州支院	
1		なりた ひろし	
		成田 洋	나리타 히로시
		東京法務局 民事行政部不動産登記部門	
2		たかぎ かずひろ	
		高木 一浩	다카기 카즈히로
		横浜地方法務局 横須賀支局登記部門	
3		かわむら もとこ	
		河村 素子	가와무라 모토코
		千葉地方法務局 市川支局登記部門	
4		さとう あきこ	
		佐藤 晶子	사토 아키코
		法務省 民事局民事第二課	
5		ほそい ひでとし	
		細井 秀俊	호소이 히데토시
		最高裁判所 事務総局民事局第三課	

○ 研修担当者

法院公務員教育院 教授 劉 載均(ユ ジェギョン)

法院公務員教育院 陳 承範(ジン スンボム)

法務省総務総合研究所 国際協力部教官 杉山 典子

法務省総務総合研究所 主任国際協力専門官 尾世 智浩

第10回日韓パートナーシップ研修(韓国セッション) 日程表

【 指導教官:杉山教官 事務担当:尾世専門官/福岡専門官 】

月 日	曜 日	9:30		13:00		備考	
		12:00		17:00			
6 / 16	月			13:00～13:50 オリエンテーション (赤れんが棟第2セミナー室)	14:00～ 実務研究(1) (赤れんが棟第2セミナー室)		
6 / 17	火	東京(成田空港)発【10:55】→ソウル(インチョン空港)着【13:25】 NH907便 (日本側研修員入寮)			14:20～14:50 生活館案内 15:00～15:20 院長接見 15:30～16:30 庁舎案内(研修日程説明) 16:40～16:50 写真撮影(本館前)		
6 / 18	水	9:30～12:00 講義 改定供託法について	(12:00～14:00) 昼食 教育院長 主催	14:00～17:00 講義 不動産競売手続きについて			
6 / 19	木	9:30～12:00 実務研究(2)	(12:00～14:00) 昼食	14:00～17:00 実務研究(3)			
6 / 20	金	9:30～11:30 実務研究(4)	(11:30～12:10) 昼食	12:10～18:00 見学			
6 / 21	土	休み					
6 / 22	日	休み					
6 / 23	月	10:20～12:00 見学 大法院	(12:00～13:10) 昼食 司法登記局長 主催	13:30～17:00 見学 ソウル中央地方法院			
6 / 24	火	9:30～12:00 総合発表準備	(12:00～13:30) 昼食	13:30～16:00 総合発表	16:30～17:00 終了式	17:30～20:00 院長主催晩餐会	
6 / 25	水	9:30～11:00 出国準備	11:00～ ソウル(インチョン空港)発【14:15】→東京(成田空港)着【16:35】 NH908便				
6 / 26	木	10:00～12:00 帰国報告会準備 (赤れんが棟第4教室)		14:00～15:30 帰国報告会 (赤れんが棟第4教室)			